

平成 28 年 12 月 1 日

## 高病原性鳥インフルエンザに対する 심각한警戒をお願いします。

新潟県内の養鶏農場では 11 月 28 日の高病原性鳥インフルエンザの発生に引き続き 11 月 30 日には新潟県上越市内の 23 万羽飼養する養鶏農場で血清亜型 H5N6 による本病（疑似）の発生が確認されました。

発生の原因となった血清亜型のウイルスは 11 月以降、全国的に野鳥から分離されており、また今回の家きんにおける発生状況から考えて、国内における本病の発生のリスクは非常に高まってきています。

高病原性鳥インフルエンザウイルスはヒトや車両等の他、野鳥やネズミやイタチ等の野生動物を介して家きん舎内に持込まれるとされています。また、野生動物は夜間に農場へ頻繁に出入りしていることも明らかになっています。

農場の境界および家きん舎周囲へ消石灰を散布するとともに、改めて飼養衛生管理基準を順守するとともに下記の事項にさらなる注意を払い「野鳥、ねずみ等の野生動物対策」の徹底に努めてください。  
併せて、別紙を用いて自己点検および確認をお願いします。

また、1 日の鶏の死亡羽数が増えた場合や元気消失などの異常を認めた場合は、至急家畜保健衛生所にご連絡下さい。

### 記

- 1 小型の野生動物が家きん舎の外部からできる経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検し、十分でない場合には修繕する。
  - ◎野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び破損個所の修繕。
  - ◎家きん舎の壁面の破損の修繕や家きん舎の屋根と壁の隙間をふさぐ。
- 2 鶏舎ごとに専用の靴や衣服を置いて、よく消毒してから入って下さい。
- 3 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしてください。
- 4 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒してください。
- 5 ネズミやゴキブリ等の衛生害虫の駆除をしてください。

問合せ先  
家畜保健衛生所 0776(54)5104  
嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191